

岩手県告示第 441 号

調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により、調理師試験を次のとおり行う。

平成 19 年 5 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成 19 年 8 月 30 日(木) 午前 10 時から

(2) 場所

ア 岩手県庁 盛岡市内丸 10 番 1 号

イ 盛岡地区合同庁舎 盛岡市内丸 11 番 1 号

ウ 花巻地区合同庁舎 花巻市花城町 1 番 41 号

エ 北上地区合同庁舎 北上市芳町 2 番 8 号

オ 奥州地区合同庁舎分庁舎 奥州市水沢区大手町五丁目 5 番地

カ 一関地区合同庁舎 一関市竹山町 7 番 5 号

キ 大船渡地区合同庁舎 大船渡市猪川町字前田 6 番地の 1

ク 釜石地区合同庁舎 釜石市新町 6 番 50 号

ケ 宮古地区合同庁舎 宮古市五月町 1 番 20 号

コ 久慈地区合同庁舎 久慈市八日町一丁目 1 番地

サ 二戸地区合同庁舎 二戸市石切所字荷渡 52

2 受験手続 受験申込書を平成 19 年 6 月 25 日(月)から 7 月 6 日(金)までに所管保健所に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県保健福祉部保健衛生課又は最寄りの保健所に問い合わせること。